

民間建築物耐震化支援制度

- 民間建築物に対するアドバイザー派遣への助成
- 分譲マンション・民間特定建築物・緊急輸送道路沿道建築物に対する簡易診断への助成



昭和 56 年（1981 年）5 月以前の建築物は、古い基準で構造計算をしているため、大きな地震が起きた時に建物が壊れたり、エレベーターや水道などの設備機器への被害により、使用ができなくなるなどの事態を招く恐れがあります。

そこで練馬区では、建築物の所有者や分譲マンションの管理組合を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣への、費用を助成します。また、分譲マンション、民間特定建築物および緊急輸送道路沿道建築物を対象に簡易な耐震診断（簡易診断）費用も助成します。

なお、精密な耐震診断（精密診断）を行う際の費用や耐震改修費用の一部を助成しています。

お問い合わせ先

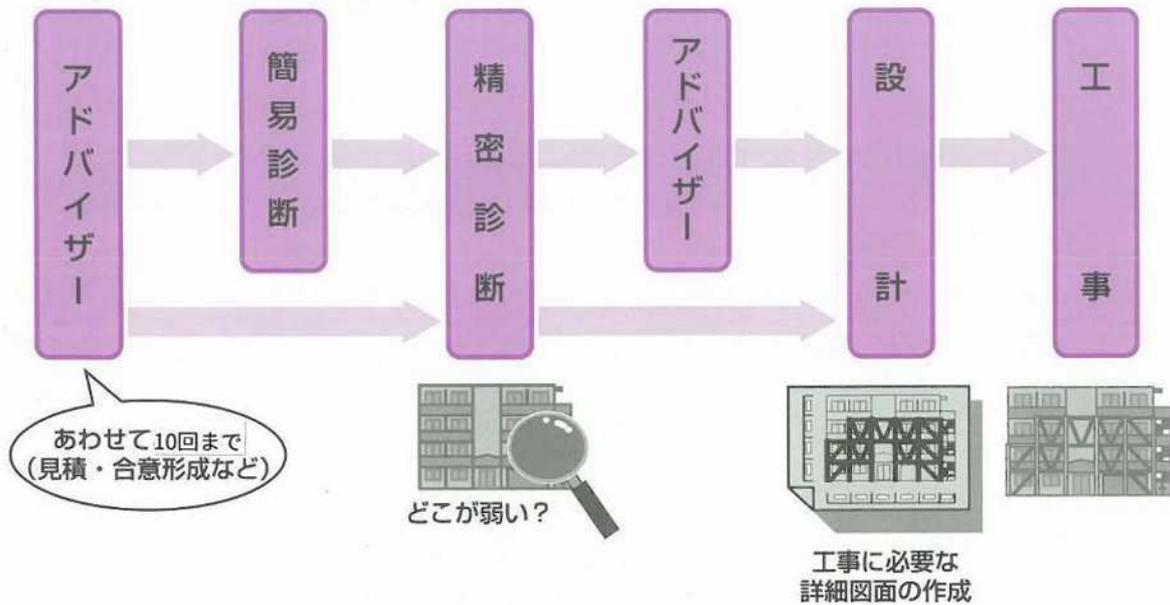
都市整備部 防災まちづくり課（耐震総合窓口）

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

03-3993-1111（代表）



〔1〕耐震化までの流れ



〔2〕対象となる建築物

アドバイザー派遣、簡易診断の助成金申請をすることができるのは以下の1および2の条件を満たした場合です。

1 昭和56年5月以前に建築された建築物であること

昭和56年6月に建築基準法の構造基準が大幅に改正、強化されました。この基準を「新耐震設計基準」と呼び、それ以前に建てられた建物は新耐震設計基準を満たしていない可能性があります。どの程度満たしているかについて耐震診断により知ることができます。

2 緊急輸送道路沿道建築物、分譲マンション、民間特定建築物、公共的施設、災害時医療機関等または中高層等であること

ただし、簡易診断については緊急輸送道路沿道建築物、分譲マンションおよび民間特定建築物が対象です。

緊急輸送道路沿道建築物とは

次のすべてを満たす建築物をいいます。

- 敷地が緊急輸送道路（目白通りや川越街道など）に面しているもの
- 倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいもの

①前面道路幅員が12mを超える場合 ②前面道路幅員が12m以下の場合

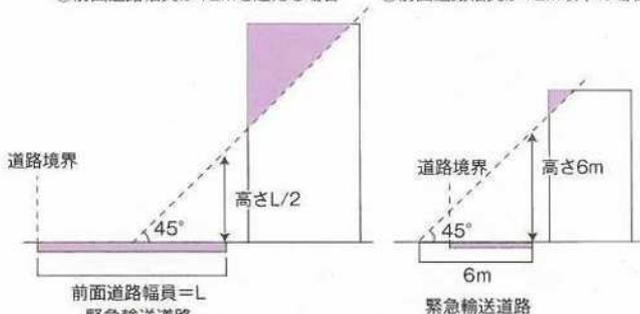


図 緊急輸送道路沿道建築物となる高さの条件

分譲マンションとは

次のすべてを満たす建築物をいいます。

- 3階以上の建築物
- 2以上の区分所有者がいるもの

民間特定建築物とは

次のすべてを満たす建築物をいいます。

- 不特定多数の方が利用する建築物
- 主として3階以上かつ1,000㎡以上のもの（店舗、事務所、賃貸マンションなど）

公共的施設とは (私立幼稚園・私立保育所・保育室など)

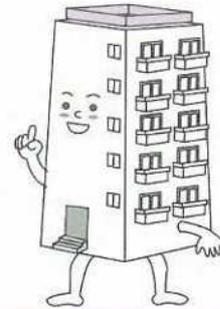
- 次のすべてを満たす建築物をいいます。
- ・施設整備や運営等に対し区が助成を行っているもの
 - ・国や東京都の支援対象にならないもの
 - ・運営主体が建物を自己所有しているもの

災害時医療機関等とは

地域防災計画に位置づけられている災害時医療機関および災害時医療機関に含まれない透析対応医療機関

中高層等とは

前記の種類に該当しない建築物で、地上3階以上のものまたは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の有するもの(小規模な商店など)



〔3〕アドバイザーとは

平成28年度以降に公益社団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの緊急輸送道路のアドバイザー派遣またはマンション耐震化のサポーター派遣におけるアドバイザーとして経験がある一級建築士に依頼してください。

〔4〕アドバイザー派遣〔申請方法〕

申請できる方は分譲マンションの場合は管理組合の代表の方、緊急輸送道路沿道建築物・民間特定建築物・公共的施設・災害時医療機関等・中高層等は建築物の所有者の方です。

①アドバイザー派遣の内容

派遣費用の助成は同一の建物に対して10回まで利用できます。

- ①耐震診断、補強の必要性のアドバイス
建物を確認し、耐震診断が必要か不要かをアドバイスします。
- ②合意形成のアドバイス
分譲マンションを対象に、管理組合員の合意を形成するためのアドバイスを行います。
- ③精密診断・耐震補強に向けたアドバイス
精密診断の費用算出や診断後の補強案の作成、アドバイスを行います。



②申請書類

- ①助成金交付申請書
- ②アドバイザー費用の見積書
- ③昭和56年5月以前に建築されたことを確認できる書類
例えば、建築確認通知書、検査済証、登記簿謄本、固定資産税課税明細書など
- ④納税証明書(区内在住の個人を除く)
- ⑤分譲マンションの場合
分譲マンションであることを確認できる書類 例えば、一住戸の登記簿謄本など
 - ①公共的施設・災害時医療機関等・民間特定建築物・緊急輸送道路沿道建築物・中高層等の場合
建築物の所有者であることを確認できる書類 例えば、登記簿謄本など
 - ②緊急輸送道路沿道建築物の場合
倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいことを確認できる書類
例えば、配置図および立面図など

③助成金額

1回の派遣につき、43,000円が限度額となります。

〔5〕簡易診断〔申請方法〕

アドバイザー派遣の結果、簡易診断の必要性が明らかになったものに対して費用の助成をします。ただし、対象は緊急輸送道路沿道建築物、分譲マンションおよび民間特定建築物です。簡易診断は事前にアドバイザー派遣を受けていることが必要です。

①簡易診断の内容

設計図面などに基づいて、建物の外部や内部の概観調査を行い、柱の大きさや壁の量などから強度を略算して建物の耐震性能を評価します（コンクリート強度の試験などはありません）。

②申請書類

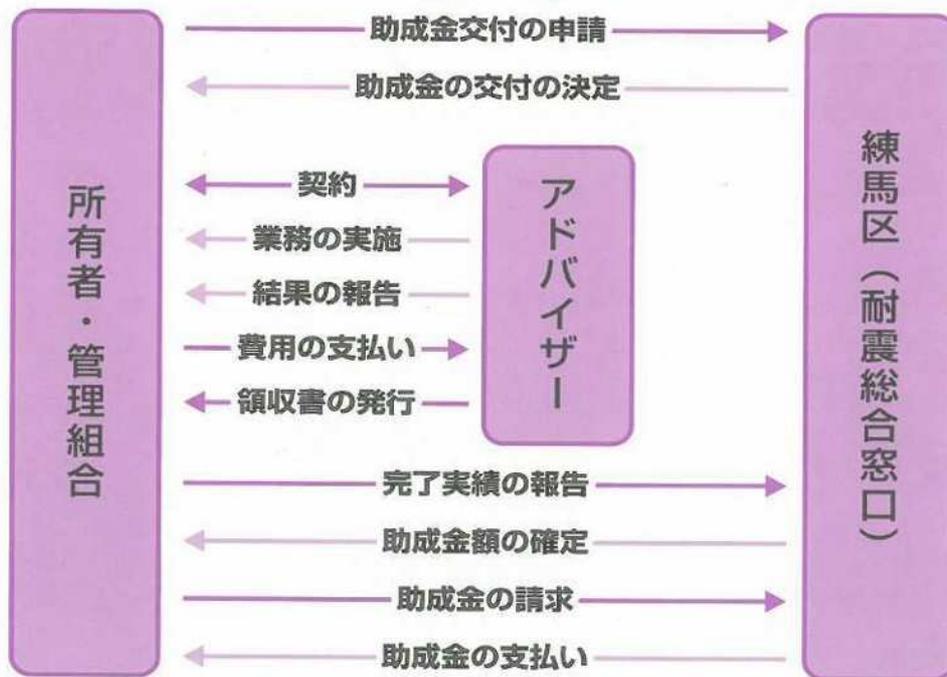
- ①助成金交付申請書
- ②納税証明書（区内在住の個人を除く）
- ③簡易診断費用の見積書
- ④分譲マンションの場合
管理組合の同意を証する書類 例えは、総会の議事録など

③助成金額

建物の延床面積によって限度額が異なります。図面復元費は助成対象外です。

・1001㎡未満：372,000円 ・1001㎡以上3501㎡未満：496,000円 ・3501㎡以上：745,000円

〔6〕手続きの流れ



※助成金を申し込むにはいくつかの条件がありますので、区まで必ず事前相談にお越しください。